奈良市総合計画審議会（第1回） 会議次第

令和元年 10 月8日（火）午前 9 時～
奈良市役所 北棟2階 第 16 会議室

1. 開会

2. 市長挨拶

3. 委員紹介

4. 正副会長選出

5. 会議の公開及び傍聴要領について

6. 奈良市第5次総合計画策定方針について

7. 奈良市第5次総合計画策定スケジュールについて

8. 閉会

奈良市総合計画審議会第１回　会議資料

◆ 資料1　奈良市総合計画審議会委員名簿

◆ 資料２　奈良市附属機関設置条例

◆ 資料３　奈良市総合計画審議会規則

◆ 資料４　奈良市総合計画審議会傍聴要領（案）

◆ 資料５　奈良市第５次総合計画策定方針

◆ 資料６　奈良市第５次総合計画策定スケジュール

◆ 資料７　分野別個別計画一覧

奈良市総合計画審議会委員名簿

	氏　名	所　属・役　職
1	伊藤（イトウ）　隆司（タカシ）	日本旅館協会奈良県支部長
2	伊藤（イトウ）　忠通（タダミチ）	奈良県立大学学長
3	伊藤（イトウ）　俊子（トシコ）	奈良市女性防災クラブ連合会会長
4	梅林（ウメバヤシ）　聰介（ソウスケ）	奈良市自治連合会会長
5	大方（オオガタ）　美香（ミカ）	大阪総合保育大学学長
6	大窪（オオクボ）　健之（タケユキ）	立命館大学理工学部教授
7	尾上（オノウエ）　尚史（ヒサシ）	株式会社ウィズオノウェア代表取締役会長
8	清水（シミズ）　順子（ヨリコ）	奈良市地球温暖化対策地域協議会会長 特定非営利活動法人サークルおてんとさん理事長
9	西尾（ニシオ）　美也（ヨシナリ）	奈良県立大学地域創造学部准教授
10	山下（ヤマシタ）　憲昭（ノリアキ）	大谷大学文学部教授
11	山本（ヤマモト）　あつし（アツシ）	ならそら代表

（敬称略、50音順）

資料２

○奈良市附属機関設置条例

（趣旨）

第１条　この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項及び第202条の３第１項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、市長、教育委員会及び公営企業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　執行機関等の附属機関として、別表に掲げる附属機関を置く。

（委任）

第３条　この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。ただし、当該附属機関が２以上の執行機関等に属するときは、そのいずれかの執行機関等が定めることができる。

附　則（略）

別表（第２条関係）

附属機関の属する執行機関等	附属機関	担任する事務
市長	奈良市表彰審査委員会	有功表彰、功労表彰及び善行表彰についての審査及び答申に関する事務
	奈良市名誉市民審議委員会	奈良市名誉市民の顕彰の適否についての審議及び答申に関する事務
	奈良市総合計画審議会	本市のまちづくりの基本方向を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を図るための新たな総合計画の策定についての調査審議及び答申並びに建議に関する事務

	奈良市特別職報酬等審議会	特別職報酬等についての審議及び答申に関する事務
	奈良市職員分限懲戒審査委員会	職員の分限処分（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第２項第１号の規定によるものを除く。）及び懲戒処分の基礎となる事実並びに同法の適用についての審査に関する事務
	奈良市バリアフリー基本構想推進協議会	奈良市バリアフリー基本構想推進についての調査審議に関する事務
	奈良市空家等対策推進協議会	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第６条第１項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施等についての協議に関する事務
	奈良市住居表示審議会	住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づき施行する住居表示整備事業並びに地方自治法に基づく町の区域及びその名称の変更等についての市長への答申及び調査審議に関する事務
	奈良市人権施策協議会	人権施策についての重要事項の調査審議に関する事務
	奈良市地域福祉推進会議	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定による地域福祉計画の策定及び進捗に関する事項についての調査審議に関する事務
	奈良市生活困窮者等自立支援事業業務委託事業者審査選定委員会	奈良市生活困窮者等自立支援事業を実施する事業者の審査に関する事務
	老人ホーム入所判定委員会	養護老人ホームの入所措置及び入所継続の要否判定についての審査に関する事務

	奈良市介護保険等施設設置選考審査委員会	介護保険等施設の設置・運営主体となる事業者の審査に関する事務
	奈良市幼保施設運営事業者選定委員会	市立幼稚園、保育所及びこども園の民間移管に係る事業者の審査に関する事務
	奈良市民間保育所等選考審査委員会	民間保育所等の設置・運営主体となる事業者の審査に関する事務
	奈良市地域子育て支援拠点事業実施団体審査委員会	奈良市地域子育て支援拠点事業の実施団体の審査及び評価に関する事務
	奈良市食育推進会議	食育推進についての重要事項の審議に関する事務
	奈良市予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害に関する事項の調査審議に関する事務
	奈良市精神保健福祉連絡協議会	精神保健福祉活動事業及び自殺対策に関する重要事項についての調査審議に関する事務
	奈良市感染症対策委員会	結核、エイズその他の感染症対策に関する重要事項についての審議に関する事務
	奈良市難病対策地域協議会	難病対策に関する重要事項についての審議に関する事務
	奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会	奈良市クリーンセンター建設計画の策定等に関する事務
	奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等	ラブホテル及びぱちんこ屋等の建築等の規制に関する事項についての調査審議及び答申に関する事務

	建築等規制審議会	
	奈良市入札監視委員会	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨に沿った公共工事等に関する入札及び契約の適正化を図るために必要な事項についての調査審議に関する事務
	奈良市建設工事総合評価審査委員会	本市が発注する建設工事における総合評価落札方式による契約手続のうち、落札者決定基準の決定及び落札者の決定に当たっての審査に関する事務
	奈良市消防賞じゆつ金等審査会	奈良市消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例（昭和39年奈良市条例第11号）による賞じゆつ金又は殉職者特別賞じゆつ金の授与の要件及び功績等の程度の審査に関する事務
	奈良市消防団員等公務災害補償審査会	奈良市消防団員及び消防に協力援助した者に対する災害補償についての審査に関する事務
	奈良市本庁舎耐震化整備検討委員会	市の本庁舎の耐震化整備に係る基本方針の策定についての調査審議及び答申に関する事務
	奈良市地域公共交通会議	地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な事項の協議に関する事務
	奈良市一般コミュニティ助成事業選考審査委員会	一般財団法人自治総合センターが実施する一般コミュニティ助成事業に関する助成申請事業の審査に関する事務
	奈良市市民共同発電所事業者選定委員会	市民共同発電所事業の事業者の選定に関する事務
	奈良市いじめ問題	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第２項に

	再調査委員会	規定する同法第28条第１項の規定による調査の結果についての調査審議に関する事務
	奈良市障害者計画等策定委員会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第３項に規定する市町村障害者計画等の策定及び変更並びに実施についての調査審議に関する事務
	奈良市家庭系ごみ収集運搬業務総合評価審査委員会	本市が発注する家庭系ごみ収集運搬業務における総合評価落札方式による契約手続のうち、落札者決定基準の決定及び落札者の決定に当たっての審査に関する事務
教育委員会	奈良市立小・中学校通学区域検討委員会	市立小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更についての調査審議及び答申に関する事務
	奈良市教職員分限懲戒審査委員会	市立学校に勤務する県費負担教職員の分限処分（地方公務員法第28条第２項第１号の規定によるものを除く。）及び懲戒処分に関する人事内申又は同法に規定のない訓告処分等の措置等の基礎となる事実についての審査に関する事務
	奈良市教育支援委員会	障害等により特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の就学指導及び教育支援を行うための調査審議に関する事務
	奈良市いじめ防止基本方針策定委員会	いじめ防止対策推進法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針の策定についての調査審議及び答申に関する事務
	奈良市いじめ対策検討委員会	いじめ防止対策推進法第14条第３項の規定によるいじめの防止等のための実効的な対策についての調査審議に関する事務
	奈良市いじめ調査委員会	いじめ防止対策推進法第28条第１項の規定による重大事態に係る事実関係についての調査審議に関する事務
	奈良市学校結核対策委員会	市立学校において実施する結核対策についての調査審議に関する事務

市長及び教育委員会	奈良市景観審議会	景観の形成、歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区並びに風致地区の区域内における行為の規制並びに屋外広告物の規制に関する事項についての調査審議及び答申並びに建議に関する事務
	なら歴史まちづくり推進協議会	奈良市歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議及び認定並びに同計画の実施に係る連絡調整に関する事務
	奈良市史編集審議会	奈良市史編集についての調査及び審議に関する事務
	奈良市プロポーザル審査委員会	本市が発注する委託業務等の随意契約の締結に当たり、当該業務ごとに行うプロポーザル方式による事業者の選定についての審議及び審査に関する事務
公営企業管理者	奈良市上下水道事業運営審議会	水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の運営についての重要事項の調査審議及び答申に関する事務
	奈良市企業局プロポーザル審査委員会	奈良市企業局が発注する委託業務等の随意契約の締結に当たり、当該業務ごとに行うプロポーザル方式による事業者の選定についての審議及び審査に関する事務
	奈良市企業局建設工事総合評価審査委員会	奈良市企業局が発注する建設工事における総合評価落札方式による契約手続のうち、落札者決定基準の決定及び落札者の決定に当たっての審査に関する事務

資料３

○奈良市総合計画審議会規則

（目的）

第１条　この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第１号）第３条の規定により、奈良市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（委員）

第２条　審議会は、委員30人以内で組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　各種団体を代表する者

（３）　関係行政機関の職員

（４）　その他市長が適当と認める者

３　委員が公職にあることにより委嘱をされた場合は、その職を退いたときに委員の職を失うものとし、その職に就任した場合は、委員に委嘱されたものとする。

４　委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

（小委員会及び部会）

第３条　審議会に専門の事項についての調査及び審議を行うため小委員会及び部会を置くことができる。

２　小委員会及び部会の長及び委員は、前条の委員のうちから会長が指名する。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、

市長が招集する。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

３　議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（幹事）

第６条　審議会に幹事を置き、市職員のうちから市長が任命する。

２　幹事は、審議会の所掌事務について委員を補助する。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、総合政策課において処理する。

（雑則）

第８条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。

附　則（略）

資料４

奈良市総合計画審議会傍聴要領（案）

（令和　年　月　日奈良市総合計画審議会決定）

（趣旨）

第１条　この要領は、奈良市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（開催の周知）

第２条　会議の開催は、原則として、会議開催の日の７日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を、総合政策課及び総務課内の行政資料コーナーに備え置くとともに、奈良市ホームページにより周知するものとする。

⑴　会議の名称

⑵　開催日時

⑶　開催場所

⑷　議題

⑸　傍聴を認める者の定員

⑹　傍聴の申込方法

⑺　問い合わせ先

（傍聴の手続）

第３条　会議の傍聴を希望する者は、会議の開会の３０分前から１５分前までの間に、傍聴受付簿（別記第１号様式）に住所及び氏名を記入し、傍聴券（別記第２号様式）の交付を受けなければならない。

２　傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、会議の会議場（以下「会議場」という。）に入場する際に当該傍聴券を係員に提示しなければならない。

３　傍聴券は、退場の際、返還しなければならない。

４　傍聴券の発行枚数は、１０枚とし、先着順に交付する。ただし、傍聴受付の際に、会議の傍聴を希望する者の数が、傍聴券の発行枚数の数を超えたときは、奈良市総合計画審議会会長（以下「会長」という。）の定める方法により交付できるものとする。

（入場の禁止）

第４条　次に掲げる者は、会議場に入ることができない。

⑴　酒気を帯びていると認められる者

⑵　会議の妨害になると認められる物品を携帯している者

⑶　前２号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴人が守るべき事項）

第５条　傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守らなければならない。

⑴　所定の場所で傍聴し、みだりに席を離れないこと。

⑵　会議場において発言しないこと。

⑶　議事に対して批評を加え、又は可否を表さないこと。
⑷　鉢巻き、ゼッケン、たすき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
⑸　私語、談話、拍手、携帯電話等の使用その他騒がしい行為をしないこと。
⑹　飲食、飲酒又は喫煙をしないこと。
⑺　写真の撮影、録画、録音又はこれらに類する行為をしないこと。
⑻　他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
⑼　前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（傍聴人の退場）

第６条　傍聴人は、審議会が傍聴を認めないと定めた議題に関する審議等を行おうとするときは、速やかに会議場から退場しなければならない。

２　傍聴人は、会議終了後は速やかに会議場から退場しなければならない。

（違反に対する措置）

第７条　傍聴人がこの要領に違反したときは、会長は、傍聴人に対して必要な指示を行い、これに傍聴人が従わない場合は、退場させることができる。

（傍聴人への資料配布等）

第８条　傍聴人には、会議次第その他会長が必要と認めた資料を配布するものとする。

（委任）

第９条　この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要領は、令和　年　月　日から施行し、同日以後に開催される会議から適用する。

資料 ５

奈良市第５次総合計画策定方針

令和元年１０月

奈良市総合政策課

この策定方針は、現行の奈良市第４次総合計画（2011（平成 23）年度から 2020（令和２）年度）を引き継ぐ奈良市第５次総合計画の策定にあたって、基本的な考え方や構成、策定手法等を示すものです。

《 目 次 》

１．第５次総合計画の策定にあたって……1
（1）第５次総合計画策定の目的……1
２．策定にあたっての基本方針 ……2
（1）奈良市にかかわる多様な人々の参画……2
（2）わかりやすい体系　～未来ビジョンを実現するための大きな方向性と個別計画との連動～ ……2
（3）数値目標の設定と実行性の確保……2
（4）奈良市まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体的策定 ……2
３．計画の構成と計画期間……3
（1）構成と基本的な考え方 ……3
（2）第５次総合計画と個別計画・総合戦略の関係性　イメージ ……4
（3）計画期間……4
4．策定体制 ……5
（1）体制の考え方　～市民参画と検討組織～ ……5
5．策定フロー……6

1．第５次総合計画の策定にあたって

(1) 第５次総合計画策定の目的

本市では、市政運営の根幹となるまちづくりの目標を明らかにし、これを達成するための基本方針を示した、奈良市第４次総合計画を策定し、様々な施策を実施してきましたが、2020 (令和２)年度に最終年度を迎えます。

この間、少子高齢化や人口減少の全国的な進行、地球規模での環境問題の深刻化や大規模自然災害の発生、ＩＴ技術革新や Society5.0、ＳＤＧｓ達成に向けた取組の必要性など、地方自治体を取り巻く社会や環境が大きく変化してきています。

また、地方分権の推進により、2011（平成 23）年に地方自治法が改正され、総合計画の根幹となる基本構想の策定義務が廃止されるなど、地方自治体の自主的な市政運営の幅が広がってきています。

このような状況において、これまでの計画の成果や課題と、20 年～30 年先の長期的な視点も踏まえた上で、今後 10 年間で市民と行政がともに目指す未来のビジョンとまちづくりの方向性を示すため、2021（令和 3）年度を始期とする奈良市第５次総合計画を策定します。

2．策定にあたっての基本方針

(1) 奈良市にかかわる多様な人々の参画

計画策定の過程で、市民、活動団体、市職員など様々な世代の多様な人材が関わり、奈良市をどんなまちにしていきたいかを発信してもらいます。その結果をもとに、まちの将来像などを設定する「未来ビジョン」等の作成へとつなげます。

対象	実施内容	対象	実施内容
市民	市民ワークショップ	活動団体	活動団体インタビュー
	出張インタビュー	市職員	職員ワークショップ
	市民意識調査	市民	パブリックコメント

(2) わかりやすい体系

～未来ビジョンを実現するための大きな方向性と個別計画との連動～

市民の声を基にした「未来ビジョン」とその実現に向けて取り組む施策の理念を示す「推進方針」で構成します。これにより、市民にも行政にもわかりやすい計画とします。実現のための手段は、各分野における個別計画及び毎年度の予算編成で計画する事業で示していきます。

構成イメージ

○第４次総合計画

総合計画＜基本構想／基本計画／実施計画＞―― 個別計画・予算編成における事業

↓

○第５次総合計画

総合計画＜未来ビジョン／推進方針＞―――――― 個別計画・予算編成における事業

(3) 数値目標の設定と実行性の確保

関連する個別計画と連動させ、総合計画を着実に実行していくこととします。また、施策ごとの目標達成度を確認するための指標を設定するなど、計画に示した施策がどのように進んでいるかがわかるような進捗管理を行います。

(4) 奈良市まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体的策定

総合戦略は、人口減少の克服と、そこから見える新しい魅力を持った本市の持続可能な発展を確かなものとするために策定しています。

現行の総合戦略は、第４次総合計画と同様に、2020 年度で終期を迎えます。

「自治体を持続的に運営する」という総合戦略の目的は、本市が抱える課題対応の主要な部分にあたることから、次期総合戦略は第５次総合計画と歩調を合わせて策定し、運用していきます。

3．計画の構成と計画期間

(1) 構成と基本的な考え方

第４次総合計画	第５次総合計画
①基本構想 都市の将来像を設定し、その実現に向けたまちづくりの方向性を示したもの	**①未来ビジョン** 都市の将来像を設定し、その実現に向けたまちづくりの方向性を示したもの
②基本計画 基本構想の実現に向けて取り組む施策を示したもの	**②推進方針** 将来像やまちづくりの方向性の実現に向けて、分野ごとに取り組む施策の理念を示したもの
③実施計画 基本計画で示した施策に基づいた、具体的な事業の実施内容や見通しを示したもの	**実施状況の報告** 第４次総合計画における実施計画事業については、総合計画としては位置づけないが、計画に示した施策の進捗状況と方向性をわかりやすく報告（毎年）
【課題】 ✓ 各階層に記載する項目が多く関係性が不明確なため、計画の全体像がわかりづらい ✓ 基本計画及び実施計画と、各分野で策定している分野別個別計画の重複 ✓ 進捗管理が事業単位であるため、施策の進捗状況がわかりづらい ✓ 計画策定及び進捗管理に係るコストが大きい	**【改善点・変更点】** ✓ 未来ビジョンと推進方針で構成するなど、体系をわかりやすく改善 ✓ 各分野における個別計画及び各年度の予算事業と総合計画の関係を明確にすることで、市全体として総合計画を推進していく体制を整える ✓ 主な事業の進捗を示しつつ各分野の施策の進捗状況をわかりやすく示す ✓ 体系や進捗管理方法の見直しにより、コストを削減

※第４次総合計画の「基本構想」に相当する部分を第５次総合計画では「未来ビジョン」とする。

※第４次総合計画の「基本計画」に相当する部分を第５次総合計画では「推進方針」とする。

(2) 第 5 次総合計画と個別計画・総合戦略の関係性　イメージ

(3) 計画期間

計画期間は、2021（令和 3）年度～2030（令和 12）年度までの 10 年間としますが、社会経済情勢や環境の変化に柔軟に対応するとともに、総合戦略の計画期間との連動も考慮し、推進方針については計画期間を 5 年間とします。

4．策定体制

(1) 体制の考え方　～市民参画と検討組織～

市民の声を様々な手法によって取り入れる機会を設け、市民参画型で総合計画を策定します。

併せて職員の声を聞く機会を確保するとともに、総合計画策定委員会など全庁的に計画を策定する体制をつくります。

そして外部有識者等で構成する総合計画審議会にも意見を求め、市議会での議決を経て総合計画を策定します。

名称・手法	概　要
【市民】	
市民ワークショップ	今後 10 年間で目指す奈良市の将来像について、公募した市民どうしで話し合うワークショップを開催する
出張インタビュー	人が集まるオープンな場やイベントなどへ出向き、広く一般市民の意見を直接聞く機会を設ける
市民意識調査	定期的に実施している市民意識調査を通じて、市政に対する市民の満足度やニーズを把握する
パブリックコメント	総合計画案を広く公表し、市民からの意見を聴取する
【活動団体】	
活動団体インタビュー	様々な分野で公益的な活動を行っている団体やまちづくりに関わっている団体の声を集める
【市職員】	
職員ワークショップ	今後 10 年間で目指す奈良市の将来像やその実現のための市役所のあり方について、職員自身が考えるワークショップを開催する
【検討組織】	
総合計画策定委員会	副市長及び部長級職員で組織し、計画策定にあたっての方針や原案等について全庁横断的に審議する
総合計画審議会	外部有識者等により組織し、市長の諮問に応じ、総合計画策定についての審議及び答申を実施する

5．策定フロー

令和元年度
令和２年度
市民参画・有識者等
ワークショップ
インタビュー
意識調査
「未来ビジョン」への反映
総合計画審議会
パブリックコメント
諮問
意見募集
意見反映
答申
行政
第４次総合計画総括評価
市の現状・課題等の整理
◆原案作成
未来ビジョン － まちづくりの方向性
推 進 方 針 － 施策の理念
◆パブリックコメント案作成
◆議案作成
市議会提案

奈良市第5次総合計画　策定スケジュール

資料 6

分野別個別計画一覧　（令和元年10月１日時点）

市民生活	第２次奈良市もてなしのまちづくり推進行動計画
	奈良市男女共同参画計画（第２次）
	奈良市配偶者等の暴力の防止及び被害者支援基本計画（第２次）
	奈良市女性活躍推進計画
	奈良市女性職員活躍推進ポジティブ・アクションプラン
	奈良市人権文化推進計画
	奈良市人権教育推進についての指針
教育・歴史・文化	奈良市教育大綱
	奈良市教育振興基本計画
	奈良市学校規模適正化中学校区別実施計画(案)「後期計画」
	第３次奈良市食育推進計画
	奈良市社会教育推進計画
	子ども読書活動推進計画
	世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画
	奈良市文化振興計画（改訂版）
	奈良市スポーツ推進計画（改訂版）
保健福祉	第３次奈良市地域福祉計画
	第3期奈良市国民健康保険特定健康診査等実施計画
	奈良市子ども・子育て支援事業計画
	奈良市幼保再編基本計画及び奈良市幼保再編実施計画
	奈良市子どもの豊かな未来応援プラン（奈良市子どもの貧困対策計画）
	第３次奈良市障害者福祉基本計画
	第５期奈良市障害福祉計画（第１期奈良市障害児福祉計画を含む）
	奈良市老人福祉計画及び第７期介護保険事業計画
	市立奈良病院新改革プラン
	第２期奈良市データヘルス計画
	奈良市２１健康づくり＜第2次＞
	奈良市母子保健計画
	いのち支える奈良市自殺対策計画
	奈良市食品衛生監視指導計画
生活環境	奈良市地域防災計画
	奈良市国民保護計画
	奈良市危機管理指針
	奈良市業務継続計画
	奈良市安全安心まちづくり基本計画
	奈良市環境基本計画（改訂版）中間見直し
	第２次奈良市地球温暖化対策地域実行計画
	奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第４次）
	奈良市環境教育基本方針
	奈良市循環型社会形成推進地域計画
	奈良市一般廃棄物処理基本計画
	奈良市生活排水処理基本計画
	奈良市災害廃棄物処理計画
	奈良市交通安全計画
都市基盤	奈良市改訂都市計画マスタープラン
	奈良市景観計画
	奈良市眺望景観保全活用計画
	奈良市歴史的風致維持向上計画
	新奈良町にぎわい構想
	奈良市バリアフリー基本構想
	奈良中心市街地公共交通総合連携計画
	奈良市橋梁長寿命化修繕計画
	奈良市緑の基本計画
	奈良市耐震改修促進計画
	奈良市住生活基本計画
	奈良市営住宅ストック総合活用計画
	奈良市公営住宅等長寿命化計画
	奈良市空家等対策計画
	奈良市水道事業中長期計画
	奈良市下水道事業計画
経済	奈良市観光振興計画
	奈良市「さとやま民泊」推進計画
	農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想
	奈良農業振興地域整備計画
	奈良市地産地消基本計画
	奈良市創業支援等事業計画
基本構想の推進	第２次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画
	新市建設計画
	奈良市公共施設等総合管理計画
	新・奈良市行財政改革重点取組項目
	奈良市定員適正化計画
	奈良市まち・ひと・しごと創生総合戦略

※1：第４次総合計画後期基本計画の章立てを用いて分類。
※2：複数の章をまたぐ計画については主たる分野に位置づけ。